平成２１年（フ）第８９号
福岡県直方市大字上新入1669番地３
債務者　山根日登美
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第９５号
福岡県宮若市磯光1827番地405
債務者　小野原康弘
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３２５号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目８番５号
プライム駅東Ａ棟101号
債務者　原田恵理子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３０号
福岡県小郡市小郡572番地３　長者ヶ丘団地８―68
債務者　田口　梨可（旧姓高松）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４５号
福岡県久留米市長門石３丁目13番47号、旧住所福岡県久留米市諏訪野町1792番地１
債務者　高山　　豊
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５００号
北九州市小倉南区志徳２丁目４番18―103号
債務者　本村　　剛
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８７号
北九州市小倉南区日の出町１－２－１ＮＯ８栄光車検センター内
債務者　長沼　勝也
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１７号
北九州市門司区大字大里5853番地237
債務者　齊藤　惠子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４７号
北九州市八幡西区田町１丁目６番14号
債務者　平田　美紀（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３５号
熊本県天草市有明町大島子2617番地
債務者　濵本　信二
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第３０８号
大分市大字小池原742番地
債務者　久保園敏博
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７６号
大分市東大道３丁目７番20号
債務者　那賀ひとみ
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２８号
宮崎県西都市下妻６番地　市営再開発住宅133号
債務者　齊藤チヱミ
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８７号
宮崎県都城市上町17街区24号　大蔵ビル705
債務者　南﨑　三吉
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１９４号
宮崎県都城市鷹尾４丁目３街区10号　市営川崎団地51―１―32号
債務者　飯干　悦子（旧姓上村）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２３２号
宮崎県延岡市平原町１丁目75番地53
債務者　大塚　聖子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２３３号
宮崎県延岡市中の瀬町１丁目5925番地３
債務者　田口　　馨
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部